

5 新潟県立文書館文書調査員要綱

席し、意見を述べることができる。

(会議)

第一条 新潟県立文書館（以下「文書館」という。）の円滑

な運営を図るため、文書館文書調査員（以下「調査員」）は、必要に応じて開催する。

第一条 新潟県立文書館（以下「文書館」という。）の円滑

な運営を図るため、文書館文書調査員（以下「調査員」）が委嘱する。

という。）を置く。

(委嘱)

第二条 調査員は、専門的知識を有する者のうちから、文

書館長（以下「館長」という。）が委嘱する。

第六条 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。調査員を退いた後も同様とする。

(秘密を守る義務)

第三条 調査員の任期は、三年とする。ただし、再任は妨

げない。

附 則

2 調査員に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

この要綱は、平成四年四月一日から施行する。

(職務)

第四条 調査員は、県内担当地域の文書に関する所在及び

保存状況等を調査し、文書館に報告する。

2 調査員は、館長の要請に基づいて、文書の寄贈及び寄託の推進、目録の作成等に協力するものとする。

3 調査員は、必要に応じて文書館運営協議会の会議に出

第七条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。